

「丸亀市週休 2 日工事」 Q & A

Q 1 工事着手日とはどのような場合ですか。

A 1 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう。）に着手する日をいいます。

Q 2 要領第 8 条第 1 項ただし書の「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合」とはどのような作業ですか。

A 2 次のような作業が考えられます。休工予定日にこれらの作業を行った場合は、休工日とカウントします。

（１）災害時の緊急対応

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業

（２）品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業

- ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業

- ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備

（３）その他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合

- ・受注者側の要因以外の要因等により当初からは想定し難い緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応

Q 3 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 3 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 4 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 4 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 5 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは工事ごとに考えてよいですか。

A 5 分離発注工事がある場合、休工日のカウントは工事ごとに扱ってください。

Q 6 要領第 6 条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 6 週休 2 日を確実に実施することが確認できる工程表（別紙工程表例参照）を作成し、工程を検討します。

なお、工期延長を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 7 要領第 7 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 7 工事中標示板の記載例は次のようなものです。

完全週休 2 日（土日）の場合



4 週 8 休の場合



Q 8 要領第 10 条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 8 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として、別紙週休 2 日確認シートを参考にしてください。

Q 9 要領第 12 条の週休 2 日の達成状況の考え方を教えてください。

A 9 達成状況には、以下の状態があり、それに応じた経費補正を行います。
(港湾請負工事積算基準の場合)

●完全週休 2 日（土日）

対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としていることをいいます。

ただし、完全週休 2 日（土日）において、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後 7 日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとします。

また、降雨降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができます。

●月単位の4週8休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率（※1）が28.5%（8日／28日）以上の状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、達成しているものとみなします。

（※1）現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100

なお、要領第3条に記載のとおり、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責めによらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間に含みません。

Q10 要領第12条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A10 土木工事標準積算基準の場合と建築工事積算基準の場合については、令和8年3月改定の労務単価より、通常の労務単価（補正していないもの）において、既に週休二日を含んだ費用となっておりますので、新たに労務費等の補正は行いません。なお、港湾請負工事積算基準の場合については、共通仮設費等の諸経費が週休二日を考慮したものとなっていないため、補正を行うこととしております。

経費区分(港湾請負工事積算基準)	月単位の週休2日		
労務費	1. 0 0	未達成の場合	補正なし
共通仮設費	1. 0 2	→	補正なし
現場管理費	1. 0 3		補正なし

Q11 要領第13条の明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合ですか。

A11 受注者が、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を記載した施工計画書を工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。

なお、その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」を行い、工事成績評価にも反映します。

Q12 要領第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 夏季休暇3日間の内に土日の休工予定日が重なる場合

Q 1 5 月単位の確認でその月の土日の合计数休んでいるにもかかわらず 28.5%を達成できない月は未達成になりますか。

また、振替日の休工日扱いはどうなりますか。

A 1 5 月単位での達成の確認方法はその月で 28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合计数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。

また、降雨等による受注者の責めによらない予定外の現場閉所の場合は振替前の日を休工日にカウントし、受注者の責めによる現場閉所の場合は振替後の日を休工日にカウントし、それぞれを考慮した月単位での週休 2 日の達成を確認します。